

第4号様式(その1)(第7条関係)

許 可 証

住所 神奈川県厚木市水引1丁目4番6号
氏名 株式会社アオイ
代表取締役 篠田 圭一

令和2年7月17日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条(第1項・第6項)の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	神奈川県愛甲郡愛川町半原2922番地8 株式会社アオイ 愛川営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(ごみ)
収集、運搬及び処分の別	収集及び運搬
営業の区域	一般廃棄物処理業許可申請書の事業計画書に記載された 排出事業所に限る。
処理料金	
営業許可期間	令和2年8月1日~令和4年7月31日
条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神奈川県生活 環境の保全等に関する条例、愛川町廃棄物の処理及び 清掃に関する条例を遵守すること。 (2) その他町長の指示に従うこと。

令和2年7月31日

愛川町長 小野澤





※この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛川町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に愛川町長を被告として提起することができます。

COPY

事業範囲の変更記録	申請年月日	許可年月日	事項	内容	許可印

住所・氏名・代表者・営業所等の変更	年月日	事項	変更後の内容
	令和2年11月27日	保有車両の変更	新規 相模101 未0265 増減±0 減車両 相模100 い2576 保有車両9台 
	令和3年4月15日	保有車両の変更	新規 相模800 世5134 1台増車 保有車両10台 
	令和3年6月16日	役員の変更	森下陽子(篠田陽子)が代表取締役事務から 代表取締役社長に変更、篠田圭一が代表取締役 から取締役へ変更 